

港湾運送料金表

(当社が許可を受けている業務範囲に基づき適用するものとします。)

日鉄物流株式会社

川崎港港湾料率表

令和7年度



川崎市港湾局

は し が き

この料率表は、令和7年11月現在の川崎港において実施されている諸料金を、港湾法に基づき収録したものです。なお、現時点の情報に一部更新されている料金もございます。

本港利用者各位の業務においてお役立ていただければ幸いに存じます。

なお、本料率表を作成するにあたり、資料の提供をはじめとして御協力をいただいた各位には心より感謝を申し上げます。

川崎市港湾局

関係法規抜すい

港 湾 法

(業 務)

第34条 港湾管理者としての地方公共団体の業務に関しては、第12条及び第13条の規定を準用する。

(業 務)

第12条 港務局は次の業務を行う。

(13) 港湾の利用に必要な役務及び施設に関する所定の料金を示す最新の料率表を作成し、及び公表すること。

4 第1項第13号に規定する料率表においては、港務局が自ら定めた料金に係る料率のほか、第45条第1項若しくは第2項の規定により提出を受けた書面に記載された料率又は同条第5項の規定による通知に係る料率を記載しなければならない。

(港湾管理者以外の者の料金)

第45条 港湾管理者以外の者で当該港湾において港湾の利用に必要な施設又は役務の提供に対し料金を収受しようとするものは、料率を定め、港湾管理者に料率を記載した書面を提出しなければならない。

6 前各項の規定は、その都度契約によって提供される施設又は役務については、適用しない。

9. 港湾運送事業関係料金

(1) 港湾荷役料金（船内・沿岸一貫荷役料）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

川崎港運協会 TEL 044(287)6092

港湾荷役料金は、港湾運送事業法の改正により平成12年11月1日から、認可制から事前届出制となりました。参考までに平成7年8月4日認可（平成7年8月12日実施）の料率表を掲載しますが、現行の実施料金については、該当港運事業者にお問い合わせください。

I 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受た場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

II 料金の種類及び額

1 基本料金

（1トンにつき、単位 円）

品 目		金 額				
		接岸本船←→ 上屋・野積場内	接岸本船←→ 上屋・野積場前			
ユニ タイ ズ 貨 物	コ ン テ ナ	実 入	1,193	1,066		
		空	1,014	905		
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリ ング		2,305	1,993		
	ノックダウン自動車及び完成車 （重量5トン未満または容積20未満のもの）		1,803	1,653		
	完成車（重量5トン以上または容積20トン以上のもの）		2,524	2,298		
包 装 品	袋 物		3,156	2,883		
	ベ ー ル 物		3,071	2,802		
	カ ー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）		3,460	3,183	
		機械類（1個当り5トン以上のもの）		2,524	2,298	
		青果類		2,594	2,355	
冷凍品・冷蔵品		—	5,006			
有 姿 貨 物	タ イ ヤ		2,378	2,199		
	巻 取 紙（内地産）		1,908	1,706		
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材・南洋材	1,739	1,563
				北洋材	2,361	2,188
		製 材		1,870	1,689	
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）		2,803	2,520		
	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）		2,700	2,467	
		鋼管（口径12インチ以上のもの）		2,297	2,100	
		コイル		2,297	2,100	
石 材		2,751	2,556			

品 目		金 額	
		接岸本船←→ 上屋・野積場内	接岸本船←→ 上屋・野積場前
撒貨物	小 麦	1,861	1,667
	肥料原料	1,861	1,667
	鉍礦石(粉)	1,861	1,667
	鉍礦石(塊)	2,578	2,347
	特殊鉍礦石	2,578	2,347
	砂 糖	2,493	2,312

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船内 ←→ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷)接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、併付するまでの作業。

(積荷)上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

② 「接岸本船内 ←→ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷)接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷)上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2 割増料金

種 別	内 容	割増率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土 曜 日 荷 役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上については基本料金の7%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割り引きます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引きます。

- ① 3か月以上の長期契約があること
- ② 1か月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

4 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。 (1口1時間につき、単位 円)

昼夜区分	1口の作業員構成員数による区分				
	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間(8時30分 ～16時30分)	54,530	84,930	115,350	145,780	171,680
半夜(16時30分 ～21時30分)	84,830	132,110	179,440	226,770	267,060

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。 (1口1時間につき、単位 円)

昼夜区分	1口の作業員構成員数による区分				
	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間(8時30分 ～16時30分)	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000
半夜(16時30分 ～21時30分)	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6 分担金等

区 分	金 額		
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物 (一律)	1 トンにつき	8 円
(2) 港 湾 労 働 法 関 係 付 加 金	各貨物 (一律)	1 トンにつき	3 円
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物 (一律)	1 トンにつき	7 円

7 消費税の加算

- (1) 料金の総額に10%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。
ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。
- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。
- (3) 消費税導入に伴う加算については
ア) 料金の総額に10%を乗じて計算します。

9 その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(2) 港湾荷役料金（船内荷役料）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

川崎港運協会 TEL 044(287)6092

港湾荷役料金は、港湾運送事業法の改正により平成12年11月1日から、認可制から事前届出制となりました。参考までに平成7年8月4日認可（平成7年8月12日実施）の料率表を掲載しますが、現行の実施料金については、該当港運事業者にお問い合わせください。

I 適用範囲

この港湾荷役料金（船内荷役料）は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

II 料金の種類及び額

1 基本料金

（1トンにつき、単位 円）

品		目		金額	
ユニ タ イ ズ 貨 物	コ ン テ ナ	実 入		586	
		空		498	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			1,412	
	ノックダウン自動車 完成車（重量5トン未満または容積トン20未満のもの）			1,110	
	完成車（重量5トン以上または容積20トン以上のもの）			1,465	
包 装 品	袋 物			1,885	
	ベ ー ル 物			1,813	
	カ ー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）		2,185	
		機械類（1個当り5トン以上のもの）		1,465	
		青果類		1,469	
冷凍品・冷蔵品		3,713			
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			1,561	
	巻 取 紙（内地産）			949	
	木 材	水落し物	原 木		639
		岸壁揚のもの	原 木	米国材・南洋材	902
				北洋材	1,574
			製 材		1,019
	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1,466	
	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）		1,619	
		鋼管（口径12インチ以上のもの） コイル		1,378	
	石 材			1,868	
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石（粉）			938	
	鉍礦石（塊）・特殊鉍礦石			1,496	
	砂 糖			1,674	

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- ① 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。
- ② 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役 土 曜 日 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役 土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の6割増 基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引きます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割り引きます。

- ① 3か月以上の長期契約があること
- ② 1か月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

4 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき、単位 円)

昼夜区分	1口の作業員構成員数による区分				
	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間(8時30分 ～16時30分)	34,030	52,170	70,300	88,440	102,060
半夜(16時30分 ～21時30分)	52,940	81,150	109,360	137,570	158,760

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき、単位 円)

昼夜区分	1口の作業員構成員数による区分				
	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間(8時30分 ～16時30分)	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680
半夜(16時30分 ～21時30分)	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業あるいは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1トンにつき 1円50銭
(3) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

7 消費税導入に伴う料金の加算

- (1) 料金の総額に10%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9 その他

- (1) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

船内荷役料金の別掲料金

平成7年8月12日実施

1 ハッチ蓋、ビーム開閉作業手伝料金 (1碇泊、1船舱につき)

区 分	昼 間	夜 間
2,000G/T未満	5,950円	8,370円
2,001~4,000 G/T	8,960円	12,540円
4,001~6,000 G/T	14,940円	20,950円
6,001G/T以上の一般貨物船	29,940円	41,950円
外国撒貨物船	35,960円	50,330円
スチールハッチ装備船(自動開閉式に限る) 中蓋開閉作業を行った場合	5,950円	8,370円

備 考

- ① 碇泊中船長の命令、天候その他の事由で中間時に当該作業を行った場合は、実作業時間に対し、港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫又は船内荷役料金)の待機料金相当額を申し受けます。
- ② 特殊船舱(デープタンク、冷蔵庫等)の当該料金は実作業時間に対し港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫又は船内荷役料金)の待機料金相当額を申し受けます。
- ③ 本船乗組員により本作業が行われた場合は、その所要時間に対し港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫又は船内荷役料金)の待機料金相当額を申し受けます。

2 スタンバイギヤー手伝料金伝料金 (1碇泊、1船舱、1セットにつき)

区 分	昼 間	夜 間
デリックの上下およびトリミング	39,800円	59,500円
トリミング	23,670円	35,210円

備 考

但し、本船乗組員により本作業が行われた場合、又は中間時に当該作業を行った場合は、その所要時間に対し、港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫又は船内荷役料金)の待機料金相当額を申し受けます。

3 スーパーバイザー及びエキストラレバー料金 (1人につき)

区 分	昼 間	夜 間
スーパーバイザー	37,670円	55,400円
エキストラ レバー料金(1人につき)	32,010円	47,090円

備 考

予約取消の場合は荷役開始1時間前までは本料金の6割、それ以後は10割増を申し受けます。

4 待機料金

(1口1時間につき)

昼夜区分	1口の作業員構成員数による区分				
	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間(8時30分 ～16時30分)	34,030	52,170	70,300	88,440	102,060
半夜(16時30分 ～21時30分)	52,940	81,150	109,360	137,570	158,760
深夜(21時30分 ～03時00分)	54,970	84,280	113,590	142,920	164,890

備考

川崎港においては原則として、標準ギャングサイズ(15.5人)を適用します。
但し特殊貨物の場合は、別途事前協議とします。

5 船内荷役の最低料金

(1口につき)

昼夜区分	1口の作業員構成員数による区分				
	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間(8時30分 ～16時30分)	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680
深夜(21時30分 ～03時00分)	430,290	659,740	889,170	1,118,630	1,290,770

備考

荷役中止、半端作業又は船型、貨種による荷役能率低下等によって、その請求額が上記の金額に満たない場合は、その請求額を含めて、上記の金額を申し受けます。

6 フォークリフト使用料金

(1台1時間につき)

区分	昼間	夜間
2.5トンまで	5,420円	7,080円

備考

- ① 委託者の要求により本船艙内において使用する場合に適用します。
- ② 最低料金は4時間分を申し受けます。
- ③ 2.5トン以上のフォークリフトを使用する場合、及び沖荷役に使用する場合の運搬費は実費を申し受けます。

7 割増料金

- (1) 深夜荷役(21時30分から3時まで)は基本料金の1.3割増とします。
- (2) 港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫又は船内荷役料金)Ⅱ-4.5.の諸料金、並びに別掲料金についても、土曜日割増(6割)、祝祭日割増(1.0割)を申し受けます。

8 危険品の取扱について(1トンにつき)

危険品の取扱は下記によります。但し、分類は検数料金表の付帯作業料金中の甲、乙、丙、分類表を適用します。

甲 類	5,391円
乙 類	4,182円
丙 類	2,522円

9 料金表の基本料金適用品目限定取扱要領

- (1) 袋物の適用品目：穀飼類、塩、砂糖、セメント肥料類、曹達類、の紙、ビニール入り及び小麦、ミール、ビートパルプ、ふすまの麻袋入りに限定し、その他の袋物貨物は雑貨を適用します。
- (2) ベール物の適用品目：綿花、羊毛、麻類に限定し、その他のベール物は雑貨を適用します。
- (3) 鋼材の適用品目：鋼材の有姿貨物に限定し、包装品は雑貨類を適用します。

10 荷繰作業料金

作業形態	料金内容
同一船艙内における作業の場合	船内荷役料金
他船艙への作業の場合	船内荷役料金+船内荷役料金
はいけ使用による作業の場合	船内荷役料金+はしけ運送料金+船内荷役料金
岸壁利用による以作業の場合	船内荷役料金+沿岸荷役料金+船内荷役料金

備考

本料金は荷繰作業を行った場合に適用します。

なお、本料金には、それぞれの作業形態に応じて、港湾荷役料金（船内荷役料金、沿岸荷役料金）、はしけ運送料金に係る所定の割増料金等を適用します。

11 本船直移し作業料金

作業形態	区分	料金内容
甲本船から乙本船への直移し作業	両船とも500総トン以上の船舶である場合	船内荷役料金+船内荷役料金
	いずれか一方が500総トン未満の船舶である場合	船内荷役料金+(船内荷役料金×1/2)

備考

本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金等を適用します。

12 本船直移し作業料金

別途協議

13 荷役手配の事項

- (1) 昼間荷役の手配申し受けは、原則として前日の15時までとします。
- (2) 夜間荷役の手配申し受けは、原則として当日の15時までとします。
- (3) 月曜日昼間荷役の手配申し受けは、原則として土曜日の15時までとします。

14 作業に従事する時間帯

第一部 …………… 8時30分より16時30分
 第二部 …………… 19時00分より翌朝3時00分
 但し、祝日の荷役は8時30分より15時30分とします。

15 昼間、半夜、深夜の区別

昼間 …………… 8時30分より16時30分
 半夜 …………… 16時30分より21時30分
 深夜 …………… 21時30分より 3時00分

(3) 港湾荷役料金 (沿岸荷役料)

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

川崎港運協会 TEL 044(287)6092

港湾荷役料金は、港湾運送事業法の改正により平成12年11月1日から、認可制から事前届出制となりました。参考までに平成7年8月4日認可(平成7年8月12日実施)の料率表を掲載しますが、現行の実施料金については、該当港運事業者にお問い合わせください。

I 適用範囲

この港運荷役料金(沿岸荷役料)は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II 料金の種類及び額

1 基本料金

(1トンにつき、単位 円)

品 目				金 額		
				接岸本船船側 ・舳内 ←→ 上屋・野積場内	接岸本船船側 ・舳内 ←→ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物	コ ン テ ナ		実 入	670	536	
			空	569	455	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			1,014	811	
	トラック自動車及び完成車(重量5ト未満又は容積20ト未満のもの)			788	630	
	完成車(重量5トン以上または容積20以上のもの)			1,192	954	
包 装 品	袋 物			1,437	1,150	
	ベール物			1,420	1,136	
	カ ー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類(1個当り5ト未満のもの)			1,457	1,166
		機械類(1個当り5ト以上のもの)			1,192	954
		青果類			1,262	1,010
冷凍品・冷蔵品			—	1,556		
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			942	754	
	巻取紙(内地産)			1,059	847	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材・南洋材	929	743
				北洋材	911	729
			製 材		949	759
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			1,484	1,187	
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1,223	978	
		鋼管(口径12インチ以上のもの)		1,040	832	
コイル						
石 材			1,028	822		
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石(粉)			1,021	817	
	鉍礦石(塊)・特殊鉍礦石			1,218	974	
	砂 糖			950	760	

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船内・はしけ内↔上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船内↔上屋・野積場内」の場合

(揚荷)本船船側のある貨物を、上屋・野積場内へ移送、併付けるまでの作業。

(積荷)上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内↔上屋・野積場内の場合

(揚荷)はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、併付けるまでの作業。

(積荷)上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し、積付けるまでの作業。

② 「接岸本船内・はしけ内↔上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船側↔上屋・野積場内」の場合

(揚荷)本船船側のある貨物を上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷)上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側にある貨物を本船船側に移送する作業。

(ロ) はしけ内↔上屋・野積場内の場合

(揚荷)はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷)上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側にある貨物をはしけの内へ移送し、積付けるまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、それらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土 曜 日 荷 役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの料金を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上については、基本料金の7%に相当する金額を当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割り引きます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を当該引受に係る請求額から割り引きます。

① 3か月以上の長期契約があること。

② 1か月間に2回以上の反復継続の引受けがあること。

③ 1回あたりの荷役量が3,000トンを超えること。

4 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき、単位 円)

昼 夜 区 分	1口の作業員構成員数による区分					
	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼間 (8時30分 ～16時30分)	20,500	32,760	45,050	57,340	69,620	81,920
半夜 (16時30分 ～21時30分)	31,890	50,960	70,080	89,200	108,300	127,430

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき、単位 円)

昼 夜 区 分	1口の作業員構成員数による区分					
	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼間 (8時30分 ～16時30分)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900
半夜 (16時30分 ～21時30分)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6 上屋出しコンテナ詰又はコンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
- (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に併付けるまでの作業。

（1トンにつき 単位 円）

区 分	金 額
袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2, 4 7 3
雑貨類・機械類（1個当たり5トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	2, 2 1 7
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類 （1個当たり5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1, 9 8 6

7 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業料金を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

9 はい替え作業料金

本料金は、貨物のはい替え作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

10 上屋保管作業料金

（1日1トンにつき、単位 円）

区 分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
貨物分類 コ ン テ ナ （ 野 積 場 ）	1 3	9
織 維 原 料 類	5 7	4 3
青 果	5 7	4 3
窯 製 品	6 8	5 7
そ の 他 の 貨 物	1 0 0	8 1

- (注) 1 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
 2 コンテナについては、野積場置き料金の料金をとします。
 3 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

11 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律） 1トンにつき 4円
(2) 港 湾 労 働 法 関 係 付 加 金	各貨物（一律） 1トンにつき 1円50銭
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律） 1トンにつき 3円50銭

12 消費税の加算

- (1) 料金の総額に10%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

1.3 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

1.4 その他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

沿岸荷役料金の別掲料金（川崎港）

平成7年8月12日実施

1 上屋山側入出料金

上屋・野積場山側入れ又は、出し料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

車 側 ←—————→ 上屋・野積場内

- (入) 車側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、はい付するまでの作業
- (出) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、車側まで移送する作業

一般貨物	上屋内料金の8割
撒貨物	上屋内料金の3割

ただし、撒貨物であっても上屋内に蔵置することが原則である貨物及び屑鉄類は、一般貨物の料金を適用します。

2 トラック積卸手伝料金

本料金は、沿岸荷役料金のⅡ-(1)-②及び別掲料金1に選考又は、後続して行われる車積、車卸作業に適用し、上屋内料金の4割以内とします。

(備考) 別掲1、2の料金に対しては、沿岸荷役料金のⅡ-2割増料金、Ⅱ-3割引料金及びⅡ料金の適用方の規定を準用します。

3 エキストラレバー料金（1人につき）

昼 間	夜 間
32,010円	47,090円

- 4 委託者の都合により、トラッククレーン等の手配を取消し、又は待機させた場合は別途実費を申し受けます。

(4) 港湾荷役料金 (小型船荷役料)

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)

川崎港運協会 TEL 044(287)6092

港湾荷役料金は、港湾運送事業法の改正により平成12年11月1日から、認可制から事前届出制となりました。参考までに平成7年8月4日認可(平成7年8月12日実施)の料率表を掲載しますが、現行の実施料金については、該当港運事業者にお問い合わせください。

I 適用範囲

この港湾荷役料金(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)は、

- (1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内←→上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役
- (2) 総トン数500トン未満の小型船の本船内←→上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合には、当港において適用される港湾荷役(船内荷役料金)又は、港湾荷役(沿岸荷役料金)を適用します。

II 料金の種類及び適用方

1 基本料金

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

品 目				金 額		
				本船内 ←→ 上屋・野積場内	本船内 ←→ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物	コ ン テ ナ		実 入		7 8 5	7 2 8
			空		6 6 6	6 1 8
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			1, 8 9 1	1, 7 5 4	
	トラック自動車及び完成車(重量5トン未満又は容積20トン未満のもの)			1, 4 8 1	1, 3 7 4	
	完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のも)			2, 0 5 8	1, 8 9 5	
包 装 品	袋 物			2, 5 8 2	2, 3 8 6	
	ボール物			2, 5 1 0	2, 3 1 6	
	カ ー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		2, 8 5 1	2, 6 5 2	
		機械類(1個当り5トン以上のも)		2, 0 5 8	1, 8 9 5	
		青果類		2, 1 0 9	1, 9 3 7	
冷凍品・冷蔵品		—	4, 2 1 8			
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			1, 9 6 8	1, 8 4 0	
	巻取紙(内地産)			2, 2 5 9	1, 1 6 9	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材・南洋材	1, 4 0 0	1, 2 7 4
				北洋材	1, 9 5 9	1, 8 3 4
			製 材		1, 5 1 3	1, 3 8 4
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			2, 2 5 8	2, 0 5 6	
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1, 8 9 8	1, 7 9 5	
		鋼管(口径12インチ以上のも)・コイル		1, 6 1 4	1, 5 2 6	
石 材			2, 2 9 0	2, 1 5 0		
撒 貨 物	小 麦			1, 4 9 4	1, 3 5 6	
	肥料原料					
	鉍礦石(粉)			2, 1 0 3	1, 9 3 7	
	鉍礦石(塊)					
特殊鉍礦石			2, 0 7 0	1, 9 4 1		
砂 糖						

(2) 総トン数500トン未満の小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

品 目				金 額		
				本船内 ←→ 上屋・野積場内	本船内 ←→ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物	コ ン テ ナ		実 入		7 8 1	6 2 5
			空		6 6 3	5 3 0
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			1, 1 8 2	9 4 5	
	トラック自動車及び完成車(重量5ト未満又は容積20ト未満のもの)			9 1 8	7 3 5	
	完成車(重量5ト以上又は容積20以上のもの)			1, 3 8 8	1, 1 1 0	
包 装 品	袋 物			1, 6 7 4	1, 3 3 9	
	ボール物			1, 6 5 5	1, 3 2 3	
	カ ー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類(1個当り5ト未満のもの)		1, 6 9 8	1, 3 5 9	
		機械類(1個当り5ト以上のもの)		1, 3 8 8	1, 1 1 0	
		青果類		1, 4 7 0	1, 1 7 7	
冷凍品・冷蔵品		—	1, 8 1 2			
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			1, 0 9 7	8 7 8	
	巻取紙(内地産)			1, 2 3 4	9 8 7	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材・南洋材	1, 0 8 2	8 6 6
				北洋材	1, 0 6 1	8 4 9
			製 材		1, 1 0 5	8 8 4
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			1, 7 2 9	1, 3 8 3	
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1, 4 2 5	1, 1 4 0	
		鋼管(口径12インチ以上のもの) コイル		1, 2 1 2	9 7 0	
	石 材			1, 1 9 7	9 5 8	
撒 貨 物	小 麦 肥料原料 鉍礦石(粉)			1, 1 9 0	9 5 2	
	鉍礦石(塊) 特殊鉍礦石			4 2 0	1 3 6	
	砂 糖			1, 1 0 6	8 8 5	

(3) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「本船内←→上屋・野積場内」の場合

(揚荷)本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、併付するまでの作業。

(積荷)上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

② 「本船内←→上屋・野積場前」の場合

(揚荷)本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷)上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2 割増料金

種 別	内 容	割増率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土 曜 日 荷 役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3 割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%割引きます。

4 分担金等

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額		
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）	1トンにつき	8円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）	1トンにつき	3円
(3) 労働安定基金	各貨物（一律）	1トンにつき	7円

(2) 総トン数500トン未満の小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額		
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）	1トンにつき	4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）	1トンにつき	1円50銭
(3) 労働安定基金	各貨物（一律）	1トンにつき	3円50銭

5 消費税の加算

- 料金の総額に10%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
- 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

6 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

7 その他

- 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(5) はしけ運送料金

川崎港運協会 TEL 044(287)6092

はしけ運送料金は、港湾運送事業法の改正により平成12年11月1日から、認可制から事前届出制となりました。参考までに平成7年8月4日認可（平成7年8月12日実施）の料率表を掲載しますが、現行の実施料金については、該当港運事業者にお問い合わせください。

I 適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側←→沿岸間又は、沿岸←→沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1 基本料金

（1トンにつき、単位 円）

品 目	金 額		指定区間運送
	港 湾 内 運 送		
	通常の港湾内	特定地区との間	
ユニタイズ貨物 一般包装品 有姿貨物	1, 258	1, 591	①1, 924 ②2, 258
撒 貨 物	1, 135	1, 469	①1, 802 ②2, 135

* 特定地区：東京港地区は、隅田川勝どき橋上流、荒川葛西橋上流、豊洲運河各地区、横浜港地区は、川崎港、根岸湾地区とします。

指定区間：①東京港と横浜港、川崎港及千葉港との間、②横浜港と千葉港との間とします。

(1) 作業範囲

本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

① 本船船側←→沿岸間における運送の場合

本船船側に繋留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繋留するまで、又は貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

② 沿岸←→沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繋留するまでの作業とします。なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

2 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出しこれらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 運 送	16時30分から21時30分までの間における運送	基本料金の4割増
日曜日・祝祭日運送	日曜日・祝祭日における運送	基本料金の3割増

3 はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

(1トンにつき、単位 円)

品 目	金額
一 般 包 装 品	1 3 3
ユニタイズ貨物 有 姿 貨 物 撒 貨 物	6 6

(注) 本料金は、1はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあつては2名、その他の貨物にあつては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す毎に1名につき66円増とします。
なお、本料金には、港湾荷役料金(船内荷役料金)に係る所定の割増料金を準用します。

4 滞船料金

積載貨物トン数1トン1日につき145円とします。ただし、本料金は、貨物の積荷役日を含め4日間以内にはしけ運送が完了(はしけ繫留場所に揚荷役を完了して帰着するまで)しない場合に積荷役日から起算して5日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

5 最低料金

本料金は、1運送の引受量が100トンに満たない場合に適用し、当該引受量が100トンに満たない場合は、100トン分とします。

6 分担金等

区 分	金 額		
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)	1トンにつき	4円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)	1トンにつき	3円50銭

7 消費税の加算

- (1) 料金の総額に10%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9 その他

本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。

- (1) 特殊貨物(海難貨物、変質、発熱、塵埃、悪臭、汚損の甚だしい貨物等)及び特殊運送(荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(6) 輸 出 貨 物 船 積 料 金

京浜海運貨物取扱同業会 TEL 045(671)9825

輸出貨物船積料金は、港湾運送事業法の改正により平成12年11月1日から、認可制から事前届出制となりました。参考までに平成7年8月4日認可（平成7年8月12日実施）の料率表を掲載しますが、現行の実施料金については、該当港運事業者にお問い合わせください。

I 料金の種類及び金額

1 基本料金

(1) 上屋入・はしけ取・本船積の場合 (A) (1トンにつき、単位 円)

品 目		内 訳		合 計 船積料金	
		船積料金	分担金等		
ユニット イ ズ 貨 物	パ レ タ イ ズ 貨 物	4,701	18.75	4,719.75	
	ノ ク ク ダ ウ ン 自 動 車 及 び 完 成 車 (重 量 5 ト ン 未 満 か つ 容 積 20 ト ン 未 満 の もの)	4,306	18.75	4,324.75	
包 装 品	袋 物 (紙 ・ ビ ニ ール 入 り の もの)	6,023	18.75	6,041.75	
	ベ ー ル 物	5,735	18.75	5,753.75	
	カ ー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑 貨 類 機 械 類 (1 個 当 た り 5 ト ン 未 満 の もの)	6,060	18.75	6,078.75
		機 械 類 (1 個 当 た り 5 ト ン 以 上 の もの)	5,596	18.75	5,614.75
有 姿 貨 物	タ イ ヤ	4,971	18.75	4,989.75	
	一 般 鋼 材 (口 径 12 イ ン チ 未 満 の 鋼 管 含 む)	5,462	18.75	5,480.75	

注1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

2) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。

3) 船積料金以外で貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸しできない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。

a 手 卸 し の 場 合 1トンにつき 210円

b 荷役機械使用の場合 1トンにつき 126円

4) 分担金等については別掲料金表参照

(2) 直背後上屋入れより接岸本船積の場合 (B) (1トンにつき、単位 円)

品目	内 訳		合 計 船積料金		
	船積料金	分担金等			
ユニタイズ貨物	パ レ タ イ ズ 貨 物	3,443	11.25	3,454.25	
	ノックダウン自動車及び完成車 (重量5トン未満 かつ容積20トン未満のもの)	3,048	11.25	3,059.25	
包装品	袋物 (紙・ビニール入りのもの)	4,765	11.25	4,776.25	
	ベ ー ル 物	4,477	11.25	4,488.25	
	カートン ケース クレート	雑 貨 類 機 械 類 (1個当たり5トン未満のもの)	4,802	11.25	4,813.25
		機 械 類 (1個当たり5トン以上のもの)	4,338	11.25	4,349.25
有姿貨物	タ イ ヤ	3,713	11.25	3,724.25	
	一 般 鋼 材 (口径12インチ未満の鋼管含む)	4,204	11.25	4,215.25	

- 注1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。
- 2) 船積料金以外で貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。
- a 手 卸 し の 場 合 1トンにつき 210円
- b 荷役機械使用の場合 1トンにつき 126円
- 3) 分担金等については別掲料金表参照

(3) 営業倉庫河岸はしけ受けより本船積の場合 (C) (1トンにつき、単位 円)

品 目	内 訳		合 計 船積料金
	船積料金	分担金等	
織 維 製 品	3,161	9	3,170
化学合成繊維 (原料)	2,987	9	2,996
缶 詰	3,161	9	3,170

- 注1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。
- 2) 本料金が適用される場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。
- 3) 船積料金以外で貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。
- a 手 卸 し の 場 合 1トンにつき 210円
- b 荷役機械使用の場合 1トンにつき 126円
- 4) 庫内検量の為のはしけ替看貫及び記号仕訳は別途申し受けます。
- 5) 分担金等については別掲料金表参照

(4) 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合 (D) (1トンにつき、単位 円)

品 目	内 訳		合 計 船積料金
	船積料金	分担金等	
袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	5,520	10.50	5,530.50
雑貨類・機械類（1個当たり5トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	5,480	10.50	5,490.50
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当たり5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	4,632	10.50	4,642.50

注1) 本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

2) 貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。

a 手 卸 し の 場 合 1トンにつき 210円

b 荷役機械使用の場合 1トンにつき 126円

3) 本料金は貨物の上屋入れからバンニングまでの料金であり、CYまでのドレイエージ作業の費用及びバンニング時のラッシング作業の費用については、本料金のほかに実費を申し受けます。

4) 分担金等については別掲料金表参照

2 最低料金

1件の最低料金は、当該貨物に係る基本料金の1トン分とします。

3 分担金等

(1トンにつき)

区分	金 額			
	上屋入れより船積り 本船積の場合 (A)	直背後上屋入れより 接岸本船積の場合 (B)	営業倉庫河岸船受け より本船積の場合 (C)	上屋入れよりバンニン グの上CY渡しの場合 (D)
港湾福利分担金	9円20銭	5円20銭	4円80銭	4円80銭
港湾労働法 関係付加金	1円50銭	1円50銭	—	1円50銭
労働安定基金	8円05銭	4円55銭	4円20銭	4円20銭
合 計	18円75銭	11円25銭	9円00銭	10円50銭

4 消費税の加算

(1) 料金の総額に10%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

II 料金の適用方

1 適用範囲

この輸出貨物船積料金は、輸出貨物（個品運送貨物に限る。）に係る次の作業範囲に記する港湾運送を行う場合に適用します。尚、本料金には、船積みに係る事務処理業務を含みます。

2 作業範囲

輸出貨物船積料金が適用される作用範囲は、次のとおりとします。

(1) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合 (A)

輸出貨物を上屋戸前で受け、はしけ積みし、本船船側へ運送するまでの作業

(2) 直背後上屋入れより接岸本船積の場合 (B)

輸出貨物を本船直背後上屋戸前で受け、接岸本船船側へ移送するまでの作業

- (3) 営業倉庫河岸はしけ受けより本船積の場合 (C)
 輸出貨物を営業倉庫河岸ではしけ受けし、本船船側へ運送するまでの作業
- (4) 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合 (D)
 輸出貨物を上屋 (コンテナプレートステーションを含む) 戸前で受け、バンニングの上CYへ移送するまでの作業

3 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4 最低料金

本料金は、1件の請求金額が当該貨物に係る基本料金の1トン分に満たない場合に適用します。

5 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

6 その他

- (1) 本料金を適用する作業において、半夜、土曜日及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は当港で適用される港湾荷役料金 (沿岸荷役料金)、はしけ運送料金及び検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し、申し受けます。
- (2) 特殊貨物 (特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等) の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 次の費用については実費を申し受けます。
 ア 航路別 (方面別) 優先使用方式による公共埠頭の公共上屋に搬入された貨物を、当該埠頭内において、搬入上屋直前バース以外のバースに接岸した本船まで横持ちする場合の横持ち費用
 イ 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合のCYまでのドレイエージの費用及びバンニング時のラッシングの費用
 ウ 委託者の要求により、小量貨物につき、特にはしけを使用した場合の費用
 エ 委託者の要求により、貨物の荷造、改装、補修及び荷印の刷り込み等を行った費用
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は慣習によります。

III 上屋保管料金

(1日1トンにつき、単位 円)

貨物分類	区分	
	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ (野積場)	13	9
繊維原料類	57	43
青果	57	43
窯製品	68	57
その他の貨物	100	81

- 注1) 公共上屋の場合の上屋使用料は条例に基づく金額を別途申し受けます。
 注2) コンテナについては、野積場置き料金の料金をとします。
 注3) 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

そ の 他 料 金 早 見 表

1 上屋入れより接岸本船エプロンへ移送し本船積する場合 (C)

(1トンにつき、単位 円)

品 目	内 訳			合 計 船積料金
	船積料金		分担金等	
	上屋入れより 搬出まで(a)	GODOWN 料金(b)		
パ レ タ イ ズ 貨 物	3,524	1,420	12	4,956
雑 貨 ・ 機 械 類 (1個当り5トン未満のもの)	4,604	2,190	12	6,806

注1) 貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。

a 手 卸 し の 場 合 1トンにつき 200円

b 荷役機械使用の場合 1トンにつき 120円

2) 接岸本船のエプロンへ横持ちする料金を別途申し受けます。

3) 本料金(a)を適用する作業において半夜、土曜日及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は当港で適用される沿岸荷役料金、検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し申し受けます。

4) 分担金等については別掲料金表参照。

5) 作業の範囲

輸出貨物を本船直背後上屋以外の上屋手前で受け、接岸本船船側へ移送し、エプロンで受けてから本船船側で荷渡りする迄の作業。(移送費は別途実費申し受けます。)

2 コンテナ貨物船積料金表

(1) 荷主 (メーカー) より直行CFS渡しの場合

船積事務処理費	1トンにつき	1,400円
---------	--------	--------

注) 1荷口の最低料金は5トン分とします。

(2) 工場又は荷主側にてコンテナ詰めを行い、直行CY渡しの場合

船積事務処理費	1トンにつき	1,200円
---------	--------	--------

3 丙種危険品輸出船積料金

(1トンにつき、単位 円)

料金の種類	項 目	内 訳			合 計
		船積料金	分担金	はしけ内 荷 捌 料	
上屋入れより艇經由本船積の場合 (A)		7,530	18.75	283	7,831.75
直背上屋入れより接岸本船積の場合 (B)		5,981	11.25	—	5,992.25

注1) 本料金を適用する作業において半夜、土曜日及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は当港で適用される沿岸料金 (雑貨) 及び検数料金 (雑貨) におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算申し受けます。

2) 甲、乙種危険品輸出船積料金については別途協議の上申し受けます。

3) 貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。

a 手 卸 し の 場 合 1トンにつき 200円

b 荷役機械使用の場合 1トンにつき 120円

4 検量証明書発行手数料

3通まで	1,057円
4通目から1枚につき	299円

(7) 検 数 料 金

(一社)日本貨物検数協会 TEL 045(622)4120

平成7年8月 4日 認可

平成7年8月12日 実施

I 料金の種類及び類

1 基本料金

(1トンにつき、単位 円)

品 目		一類港	二類港	その他の港湾
コ ン テ ナ	実 入	95.80	92.50	88.30
	空	91.30	88.20	84.20
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 ノ ッ ク ダ ウ ン 自 動 車		135.70	115.30	101.90
袋 物 ・ ベ ー ル 物		180.70	153.70	135.70
冷 凍 品 及 び 冷 蔵 品		375.60	293.10	266.80
木 材	水 落 し の も の	南 洋 材	100.60	97.10
		そ の 他	164.70	140.00
	岸 壁 揚 の も の			
鋼 管 (口 径 12 イ ン チ 以 上) 鉄 鋼 コ イ ル		135.70	115.30	101.90
一 般 鋼 材 (工 場 専 用 岸 壁 扱 の も の)		228.10	178.00	162.20
専 用 船 揚 積 貨 物	コ ン テ ナ	実 入	62.70	56.10
		空	59.80	53.50
	ノ ッ ク ダ ウ ン 自 動 車		95.50	86.50
	パ ル プ		124.00	112.80
一 般 雑 貨		267.50	208.60	190.10

注1) 本港は一類港に属しておりますが、一類港には次の港湾があります。

鹿島港、千葉港、木更津港、京浜港、横須賀港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、尼崎港、西宮・芦屋港、神戸港、関門港及び博多港

2) 木材(原木のプレスリング状態のものに限る)については、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

3) コンテナ詰又はコンテナ出しされる貨物に係る基本料金は、次のとおりとします。

(1トンにつき、単位 円)

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	349.70
雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	329.00
ユニタイズ貨物、ロックダウン自動車及び完成車、機械類(1個当たり5トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	309.50

2 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 作 業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の 6割増
日曜・祝祭日作業	日曜・祝祭日における作業	基本料金の 10割増

3 割引料金

【長期大量割引】

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%引に相当する額を、当該引受額から割引します。

- ① 3か月以上の長期契約があること。
- ② 1か月間に2回以上の反復継続の引受があること。
- ③ 1回当たりの取扱量が3,000トンを超えること。

4 待機料金

(1口1時間につき、単位 円)

昼 夜 区 分	※一類港	二類港	その他の港湾
昼間 (8時30分から16時30分まで)	4,557	3,555	3,235
半夜 (16時30分から21時30分まで)	7,089	5,530	5,032

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候、或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき、単位 円)

昼 夜 区 分	※一類港	二類港	その他の港湾
昼間 (8時30分から16時30分まで)	36,150	28,200	25,660
半夜 (16時30分から21時30分まで)	36,150	28,200	25,660

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 作業手配の取消しの場合

- ① 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。
- ② 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消しについては、半夜作業の最低料金を適用します。

(2) 半端作業等の場合

作業開始後における中止又は少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額が、それぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

6 撒穀飼類の受渡しに係る書類作成料は、次のとおりとします。

(メイズ・マイロ・大豆・大麦)

(1トンにつき、単位 円)

区 分	※一類港	二類港	その他の港湾
書 類 作 成 料	42.50	33.30	30.20

7 分担金等

区 分	内 容	金 額
港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき	40銭
労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき	35銭

8 消費税導入に伴う料金の加算

(1) 料金の総額に10%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

9 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1,133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合にはその例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

10 その他

(1) 特殊貨物（塵埃、悪臭、汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時作業及び特殊作業（海難船作業、防波堤外作業、荒天時作業、特殊船作業、荷印・仕訳を伴う作業）の場合は、料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 工場専用岸壁における検数付帯作業については、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 出張検数を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。

(4) 委託者の要求により、ブロックストウエージ作業、パレタイズ立会作業、輸出免状整理作業を行った場合及び特別な書類（ファイナルストウエージプラン、コンテナロードプラン、コンテナ詰証明書、輸入ポートノート等）を作成した場合は、実費を申し受けます。

(5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

検数に係る付帯作業等の料金について

1 料金表Ⅱ－１０－（４）に係る作業及び書類作成の料金

- (1) 委託者の要求による特別作業
- (イ) パレタイズ立会料金 …………… 1トンにつき 428円
 - (ロ) ブロックストウエージ作業 …………… エキストラ料金
- (2) 委託者の要求による特別な書類作成等の実費
- (イ) 輸出免状整理料金 …………… 免状1件につき 390円
 - (ロ) 輸入ポートノート作成料金 …………… 1通につき 740円
 - (ハ) CLP作成料金 …………… 1件につき 2,600円
 - (ニ) CERTIFICATE（証明書）作成料金 …… 1件につき（2通正・副） 2,600円
 - (ホ) ファイナルストウエージプラン及びブロックストウエージプラン作成に際して、増員を必要とする場合は、エキストラ料金を適用します。
 - (ヘ) 撤貨物（穀飼類を除く）等の本船書類整理料金 …………… 1トンにつき90円

2 料金表に記載のない貨物のうち、汚損・危険品の基本料金

（1トンにつき、単位 円）

貨物区分	一類港	二類港	その他の港湾
汚損品乙類 危険品丙類	325.80	252.80	231.70
汚損品甲類 危険品乙類	375.60	294.10	268.30
危険品甲類 非鉄金属	498.80	389.50	355.20

注) 汚損品及び危険品の甲・乙・丙の分類は下表によります。

汚 損 品	汚 損 品 甲 類	カーボンブラック・黒鉛・生塩漬獣皮
	汚 損 品 乙 類	ソーダー灰・マグネシア・木炭・血粉・骨粉・魚粉・その他類似品
危 険 品	危 険 品 甲 類	火薬・爆薬・火工品・金属ナトリウム・金属カリウム・マグネシウム粉末
	危 険 品 乙 類	過酸化物・過塩素酸塩類・二硫化炭素・硝酸アンモニア・ベンジン・エーテル・揮発油・酒精・石油・液化アンモニア・セルロイドおよび同製品・生石灰・油布紙・その他可燃性または引火性物（引火点摂氏27度以下のもの）・硫酸・硝酸・塩酸・圧縮瓦斯・その他類似品
	危 険 品 丙 類	樟脳および同製品・ニトロ染料類・晒粉・燐化カルシウム・硝石・カーバイトその他類似品ならびに甲類・乙類に属さない危険性貨物
非鉄金属	非鉄インゴット及び電気銅	亜鉛・鉛・銅・錫・アルミ

3 割増料金

- (1) 日曜日・祝祭日の作業は基本料金、諸料金（待機料金・最低料金・エキストラ料金1）に対して、それぞれの料金の10割増とする。
- (2) 深夜作業（21時30分から翌日05時まで）は、基本料金の13割増とします。
翌日05時以降継続して作業を行った場合も、基本料金の13割増とします。
- (3) 深夜待機料金 （1口1時間につき）

区 分	一類港	二類港	その他の港湾
深夜（21時30分から翌日5時まで）	10,481円	8,177円	7,441円

- (4) 深夜最低料金 （1口につき）

区 分	一類港	二類港	その他の港湾
深夜（21時30分から翌日5時まで）	77,200円	60,200円	54,900円

上記1-(1)、1-(2)-(ハ)及び2の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金・分担金等の規定を準用します。

料金表記載の長期大量割引について

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれにも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を当該引受に係る請求額から割引きます。

- (1) 3か月以上の長期契約があること。
- (2) 「1か月間に2回以上の反復継続の引受があること」とは、同一港での作業引受を基準とします。
- (3) 「1回当たりの取扱量が、3,000トンを超えるもの」とは、1港1船の1作業（場所）を単位とします。
- (4) 「同一貨物」とは、料金表の類似品目表区分とします。
- (5) 料金表による協議料金及び諸料金については、割引対象外とします。

エキストラ料金

特殊な業務に従事し、トン数によって料金計算ができない場合には、下記の料金とします。

1 1人1シフト当たり

昼間（08時30分～16時30分）	46,400円
半夜（16時30分～21時30分）	39,000円
深夜（21時30分～05時00分）	98,500円

（注）上記の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金の規定を準用します。

2 1人1か月当たり

時間外を含まない場合	809,000円
時間外1時間につき	3,990円
時間外25時間以内を含む場合	891,000円

上記料金の適用期間は、平成11年4月1日から平成12年3月31日までとします。

※消費税の加算

(イ) 料金の総額に10%を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。ただし、免税となる取引には適用しません。

類 似 品 目 表

品 目	類 似 品 目	
コ ン テ ナ	実 入	20型、40型コンテナ実入（在来船扱いのもの）
	空	20型、40型コンテナ空（在来船扱いのもの）
ユニタイズ貨物 （コンテナを除く）	パレット・プレスリング貨物（1ユニット内の個数無関係のもの）・車輛・舟艇（単体20トン以上のもの）・機械（1個当たり5トン以上のもの）	
ノックダウン自動車	ノックダウン自動車（1港1船積1,000トン以上）	
袋物・バール類	肥料・セメント 砂糖（麻袋）・塩（すべての包装品）・油糧種実・飼料用ペレット・大麦・ふすま・米・雑豆・メイズ・マイロ・大豆・綿花・羊毛・麻	
冷凍品及び冷蔵品	塩鮮魚・冷凍食品（温度に関係なく適用します）	
木 材	水落しのもの	南洋材
		米材・その他
	岸壁揚のもの	南洋材・米材・北洋材・その他の木材（製材の撒を除く）
鋼 管	鋼管（口径12インチ以上のもの）	
鉄 鋼 コ イ ル	鉄鋼コイル	
一 般 鋼 材	工場専用岸壁扱のもの	

（つづく）

(つづき)

品 目		類 似 品 目	
専 用 船 揚 積 貨 物	コンテナ	実 入	20型、40型コンテナ実入 (コンテナ専用船扱いのもの)
		空	20型、40型コンテナ空 (コンテナ専用船扱いのもの)
	ノックダウン自動車用専用船扱いのもの		
	パルプ専用船扱いのもの		
一 般 雑 貨	雑 貨 類	雑貨・パルプ及び紙類・繊維製品・缶詰・煙草・薬品類・染料及び塗料類・ゴム及びゴム製品・合成ゴム・石綿・乾燥獣皮・合板・合成樹脂 (含原料)・ピッチ・化学品・竹材・食料品 (含嗜好品)・アニマルボーン・コーヒー／ココアビーン・油糧種実	
	機 械 器 具 類	機械 (1個当たり5ト未満のもの)・器具・部品・金物製品・単車・自転車・CKD (1港1船積1,000トン未満)	
	窯 製 品 類	陶磁器・タイル・硝子・耐火レンガ・ガラス製品・板ガラス	
	油 類	鉱・魚・動・植物油・油脂	
	鉱 石 類	鉱石 (袋物)	
	ソーダ類	石灰・ソーダ・アルミナ	
	繊維原料類	生糸・繭・合成繊維原料	
	屑 鉄 類	屑鉄 (撒を除く)	
	青 果 類	野菜・果物 (冷凍品、冷蔵品を除く)	
	一 般 鋼 材	一般港揚・積の鋼材 (口径12"未満の鋼管を含む)	
	車 輛 ・ 舟 艇	車輛・舟艇 (単体20トン未満のもの)	
	製 材	製材 (撒) (はしけ・岸壁取り)	
コンテナ詰又はコンテナ出し貨物	(A) 袋物・ バール物	他種類貨物・荷姿及びサイズの異なる貨物又は破損・汚損・危険貨物等で特に手数を要するもの コーヒー／ココアビーン・魚粉・陶磁器・ガラス類・タイヤ・その他	
	(B) 雑貨類	(A)、(C)以外の標準的作業能率のもの 一般雑貨 気製品類・繊維製品・パイプ (口径4～8インチのもの)・青果類・オートパーツ・缶詰・機械類 (1個当たり5トン未満のもの)・その他	
	(C) ユニタイズ 貨物類	単一貨物等定型化されている貨物で作業能率の良いもの ユニタイズ貨物・ノックダウン自動車・完成車・製材・石材・アルミインゴット・牧草・葉タバコ・機械類 (1個当たり5トン以上のもの)・その他	

係 数 適 用 表

(A) ALFALFA HAY CUBE	アルファルファ ハイ キューブ	2. 0
ALFALFA MEAL (P' BAG)	アルファルファ ミール (紙袋)	1. 9
ALMOND SHELL MEAL	アーモンド殻粕	1. 6
ALMOND	アーモンド	1. 5
ANIMAL HOOF & HORN	獣蹄、角	1. 3
(B) BAMBOO BEAN	バンブー ビーン	1. 2
BARLEY	大 麦	1. 2
BEET PULP PELLETT (IRAN)	ビートパルプペレット (イラン産)	1. 8
" (U. S. A.)	" (米国産)	1. 3
BEET PULP (JUTE BAG)	ビートパルプ (麻袋)	3. 0
" (BALE)	" (ベール)	2. 5
BLACK MATPE	ブラック マッペ	1. 2
BLOOD MEAL	血 粉	1. 5
BLUE PEA	エンドウ豆	1. 2
BONE MEAL	骨 粉	1. 5
BONE MEAL PELLETT	粒状骨粉	1. 1
BRAN	ふすま	1. 8
BUCKWHEAT	そ ば	1. 5
BUTTER BEAN	バター ビーン	1. 4
(C) CANARY SEED	カナリーシード	1. 3
CASEIN	カゼイン	1. 5
CASTOR SEED MEAL	びま粕	1. 4
CASTOR SEED	びま種子	1. 4
CASSAVA MEAL	カサバ粕	1. 8
CASSAVA ROOT CHIP	カサバ根くず	2. 6
CATTLE HOOF	牛のひずめ	2. 8
CHARCOAL	木炭・炭	2. 0
CHEST NUT	栗	1. 7
CHINESE CASSAVA STARCH	中国産カサバ澱粉	1. 5
COCOA BEAN	ココア豆	1. 6
COFFEE BEAN	コーヒー豆	1. 6
COCOON	かいこ (まゆ)	2. 3
COCOON MEAL	まゆくず	1. 5
COPRA	コブラ (椰子)	2. 0
COPRA MEAL	コブラ粕	1. 5
CRUSHED BONE	砕 骨	1. 4
COTTON SEED MEAL	綿実の粕	1. 3
COTTON SEED MEAL PELLETT	綿実の粕 (粒状)	1. 2
COTTON SEED	綿 実	2. 0
(D) DRUM (STEEL)	ドラム (鉄製)	1 1. 0
" (FIBER)	ドラム (ファイバー)	7. 7
(F) FEATHER MEAL	フェザー ミール	1. 5
FEED PELLETT	飼 料 (粒状)	1. 8
FEED SCREENING	飼料粕	1. 2
FEED OATS	カラス麦	1. 8
FISH MEAL (HOME MADE)	魚 粉 (国産)	1. 4
" (IMPORT)	魚 粉 (輸入)	1. 8
FLAX SEED	亜麻種子	1. 3
FLOWER SEED	花種子	1. 5
(G) GREEN PEAS	グリーン ピース	1. 2
GROUNDNUT MEAL	落花生粕	1. 5

	GROUNDNUT	落花生	1. 6
(H)	HEMP SEED	大麻種子	1. 7
	HOOF HORN MEAL	獸蹄、角等のくず	1. 4
	HOP	ホップ (球果状)	2. 8
(I)	INDIAN KAPOK SEED MEAL	インド産 カポックシード粕	1. 6
(J)	JUTE YARN	黄麻センイ	3. 0
(K)	KAPOK SEED	カポックの種子	2. 0
	KAPOK SEED MEAL	カポックの種実粕	1. 2
(L)	LACTOSE	ラクトーゼ (乳糖)	1. 5
(M)	MALT	麦芽 (ビール麦)	1. 7
	MASTARD SEED	からし種子	1. 3
	MAIZE	もろこし	1. 2
	MAIZE COB MEAL (CHINA)	もろこし固形状粕 (中国産)	3. 3
	MAIZE MEAL	もろこし粕	1. 3
	MEAT MEAL	肉 粕	1. 4
	MEAT BONE MEAL	肉粉粕	1. 2
	MILK (P' BAG)	ミルク (紙袋)	1. 5 - 1. 9
	MILK POWDER	粉ミルク	1. 5
	MILLET	もろこし類	1. 2
	MILLET SEED	きび種	1. 3
	MILO	マイロ (もろこしの一種)	1. 2
	MIXED ANIMAL HOOF	獸類のびずめ	2. 8
(N)	NIGER SEED	植物の種子	1. 5
(O)	OATS	えん麦	1. 8
	OATS HUSK	えん麦の皮	3. 0
(P)	PALMKERNEL MEAL	油やしの粕	1. 6
	PELLET	粒	1. 3
	POLLARD	ポラード	1. 8
(R)	RAPE SEED	ナタネ種子	1. 3
	RAPE SEED MEAL	ナタネ種子粕	1. 7
	RED BEAN	小 豆	1. 2
	RICE BRAN	米ぬか	1. 8
	RICE	米	1. 3
	RICE BRAN MEAL	米ぬか粕	1. 5
	RYE	ライ麦	1. 2
(S)	SAFFLOWER SEED MEAL	紅花種子粕	1. 8
	SAFFLOWER MEAL	紅花粕	1. 8
	SAFFLOWER SEED	紅花種子	1. 5
	SESAME SEED	ゴ マ	1. 5
	SEAWEED	海 草	1. 5
	SHELLED ACORN	殻付どんぐり	1. 3
	SILK WORM	ま ゆ	1. 4
	SOYA BEAN	大 豆	1. 2
	SOYA BEAN MEAL	大豆粕	1. 5
	SUNFLOWER SEED	ひまわり種子	2. 0
(T)	TAPIOKA (THAILAND)	タピオカ (タイ国産)	2. 2
	TAPIOKA FLOUR	タピオカ粉	1. 3
	TAPIOKA	タピオカ	1. 3
	TEA	茶	4. 0
(W)	WHEY POWDER	凝乳粉	1. 8

(8) 鑑 定 料 金

(一社)日本海事検定協会 TEL 03(3552)1241

平成3年6月28日認可
令和6年11月 時点

1) 料金の種類及び額

① 基本料金

種 目	基 準	金 額
1. 倉口検査	3倉まで 4倉目から1倉につき	21,330円 5,980円
2 積 付 検 査	(1)普通貨物 積込トン数1,000トンまで 1,000トンを超える場合は、超えるトン数について 100トンまでを増すごとに	22,660円 1,580円
	(2)特殊貨物 積込トン数200トンまで 200トンを超える場合は、超えるトン数について10 トンまでを増すごとに	22,660円 364円
	(3)危険物 積込トン数200トンまで 200トンを超える場合は、超えるトン数について10 トンまでを増すごとに	34,010円 545円
3. 喫水検査	ア 基本料金 検査貨物トン数 10,000トンまで 1トンにつき 10,000トンを超え20,000トンまで1トンにつき 20,000トンを超え30,000トンまで1トンにつき 30,000トンを超え40,000トンまで1トンにつき 40,000トンを超え50,000トンまで1トンにつき 50,000トンを超え100,000トンまで1トンにつき 100,000トンを超えるもの 1トンにつき ただし、(1)上記料金は積算方式により算定する。 (2)中間検査を行った場合は、1回につき	10.89円 9.15円 6.12円 3.41円 1.74円 0.19円 0.00円 24,000円
	イ 割引料金 同一委嘱者からの引き受けにおいて、次のいずれの項目にも 該当する場合は、当該鑑定基本料金請求額の30パーセントに相 当する額を、当該引き受けに係る請求額から割り引きます。 a. 3ヶ月以上の長期契約があること。 b. 1か月以内に2回以上の委嘱があること。	
4. はしけ、機帆船 等(デッドウェイトスケ ールを有しないもの に限る。)の積荷 重量検定	1隻につき検定トン数100トンまで 100トンを超える場合は、超えるトン数10トンま でを増すごとに	16,540円 725円
5 本 船 ・	(1)液量検定 イ 本船油槽 鉍油(1槽1測度につき)	6,710円
	動・植物油・化学成品及び液化ガス (1槽1測度につき)	12,050円
	危険物(1槽1測度につき)	33,340円

油槽はしけの液量検定及び検査		ただし、同時に3槽以上検定した場合は、3槽目から 鉍油(1槽1測度につき) 動・植物油・化学成品及び液化ガス(1槽1測度につき) 危険物(1槽1測度につき) ロ 油槽はしけ 動・鉍油(検定量1キロリットルにつき) 植物油・化学成品(検定量1トンにつき) 危険物(検定量1キロリットル又は1トンにつき)	4,670円 8,430円 23,360円 46.70円 100.30円 246円
	(2)清掃検査	イ 本船油槽 鉍油・化学成品(1槽につき) 動・植物油(1槽につき) ただし、同時に2槽以上検査した場合は、2槽目から 鉍油・化学成品(1槽につき) 動・植物油(1槽につき) ロ 油槽はしけ 鉍油・化学成品(1槽につき) 動・植物油(1槽につき)	17,430円 24,250円 12,050円 17,050円 8,340円 14,370円
6.貨物の損害及び原因鑑定		検査貨物の正品価額の0.7%以内とする	

(注) 1 倉口検査において特に連続在船を依頼された場合は、7割増した金額を基本料金とします。

2 積付検査において貨物移動防止の検査をあわせて行った場合は、5割増した金額を基本料金とします。

3 積付検査において普通貨物で特に連続在船を依頼された場合は、7割増した金額を基本料金とします。

② 割増料金

種目	内容	割増率又は金額
作業割増	(1) 半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業 毎1時間につき 1人あたり 2,433円
	(2) 深夜作業	21時30分から5時までの間における作業 毎1時間につき 1人あたり 2,919円
	(3) 早朝作業	5時から8時30分までの間における作業 ただし、深夜から引き続きの場合は(2)によります。 毎1時間につき 1人あたり 2,433円
	(4) 日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業 イ 8時30分から21時30分までの間における作業 毎4時間以内につき 1人あたり 9,726円
		ロ 21時30分から8時30分までの間における作業 毎4時間以内につき 1人あたり 11,677円
(5) 荒天等作業	荒・雨・雪天時における作業及び強行作業 基本料金の1割増	

(6)防波堤外作業	防波堤外における作業又は著しく交通に不便な場所における場合	基本料金の5割増以内
-----------	-------------------------------	------------

③ 最低料金

- イ 喫水検査に係る最低料金は、1件につき…… 60,000円
- ロ 液量検定に係る最低料金は、1件につき
 - 本船油槽 …………… 24,970円
 - 油槽はしけ …………… 20,960円
 - ただし、危険物の場合は …………… 49,900円
- ハ 清掃検査に係る最低料金は、1隻につき…… 24,020円
- ニ 貨物の損害及び原因鑑定に係る最低料金は、1件につき
 - …………… 65,000円

とします。

④ 諸料金

イ 待機料金

検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。

毎4時間以内につき …………… 13,978円

ロ 検査報告書発行手数料

- A 3通までは、無料とし、4通目から写1枚につき426円
- B 再発行の場合は、1枚につき…………… 856円
- C サインドコピーはA及びBの5割増とします。

ハ 下記の鑑定料金種目につき、検査作業日数が2日以上にわたった場合は、2日目から基本料金のほかに1日につき21,807円を申し受けます。

- 種目 1. 倉口検査
- 5.(2) 清掃検査

⑤ 消費税及び地方消費税の加算

- イ 消費税及び地方消費税の加算は、料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。ただし、免税となる取引には適用しません。
- ロ 上記により加算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

2) 料金の適用方

① 適用範囲

この鑑定料金は鑑定検査を行う場合に適用します。

② 特殊貨物とは、重量品(1個5トン以上のもの)、かさ高品(1個5トン以上のもの又は12メートル以上の長尺物)、甲板積貨物(舟の暴露甲板へ積まれるもの)、その他特別の積付、運送又は保管を要するものをいいます。

③ 危険物は次のとおりとします。

火薬類、高圧ガス、腐しよく性物質、毒物類、放射性物質等、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、有害性物質。

④ 清掃検査において

- イ 総トン数1,000トン未満の沿海・平水区域を航行区域とする船舶については、左右両舷をもって1槽とみなします。
- ロ 同一港域内で油槽はしけの代用として使用される船舶ならびに平水区域を航行区域とする船舶は、油槽はしけとみなします。

⑤ 料金表に記載のない種目

基本料金表に記載のない種目については、基本料金表記載の種目と類似している

場合はその料金を適用し、類似種目がない場合は委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

⑥ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

イ 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

ロ 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

ハ 消費税及び地方消費税の加算については

A 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

B 上記により加算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

⑦ 実費

イ 委託者の要求により、出張検査を行った場合は、実費を申し受けます。

ロ 貨物の損害並びに原因鑑定に際し、分析を行った場合は、実費を申し受けます。

ハ 委託者から通常の検査、検定又は鑑定以外の特別な検査、検定又は鑑定を要求された場合の費用については、実費を申し受けます。

⑧ その他

イ 荒天作業、防波堤外作業、深夜作業、早朝作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

ロ 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

(9) 検 査 料 金
 (一社)日本海事検定協会 TEL 03(3552)1241

令和6年11月時点

1) 料金の種類及び額

① 基本料金

種 目	基 準	金額(円)
1. 船体又は属具 現状検査	船体及び属具それぞれにつき 総トン数 3,000 トン以下の船舶 3,000 トンを超えるトン数に対して 1,000 トン以下を 増すごとに ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割 以内を割増します。	68,000 円 4,400 円
2. 船体又は機関 の損傷原因又は 状態検査	船体及び機関それぞれにつき 総トン数 3,000 トン以下の船舶 3,000 トンを超える船舶については、1,000 トン以下増 すごとに ただし、 イ 損傷原因及び状態検査それぞれにつき申し受けます。 ロ 損傷程度が大きいとき又は特に手数を要したとき は、その程度により 8 割以内を割増します。 ハ 修繕費の算定をあわせ申し込みを受けたときは、 次の料金を加算します。 修繕費算定額	68,000 円 4,400 円 600 万円まで 105,000 円 600 万円を超え 1,000 万円まで 143,000 円 1,000 万円を超え 2,000 万円まで 182,000 円 2,000 万円を超え 3,000 万円まで 220,000 円 3,000 万円を超えるものについては、
3. はしけの損害 検査及び遭難原 因鑑定	1 隻につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割 以内を割増します。	68,000 円
4. 荷役用具類の 損傷原因及び損 害の調査鑑定	1 件につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割 以内を割増します。	68,000 円
5. 船内燃料及び 清水の数量検定	イ 油量検定(1 槽につき) ロ 清水数量検定(1 槽につき) ただし、最低料金(1 隻につき)	9,300 円 6,300 円 47,000 円

6 ・ 回 航 検 査	(1)えい航検 査	被えい船1隻につき 全長 (1) 50メートル未満 97,000円 (2) 50メートル以上 85メートル未満 139,000円 (3) 85メートル以上 100メートル未満 185,000円 (4) 100メートル以上 230,000円 50メートル未満の浚渫船、起重機船等は(2)の 料金を申し受けます。 えい航距離 150海里以上 500海里未満 5割増 500海里以上 1,500海里未満 10割増 1,500海里以上 2,500海里未満 15割増 2,500海里以上 5,000海里未満 20割増 5,000海里以上 30割増 ただし、 イ 特に手数を要したときは、その程度により上記合 計金額の8割以内を割増します。 ロ 発電バージ、オイルリグ、フローティング・ドック 等の特殊物件は上記料金にかかわらず別途協議し ます。	
	(2)自力回航 検査	別途委託者と協議します。	
7. 船舶受渡時の 検査	総トン数 3,000トン以下の船舶 110,000円 3,000トンをこえ 5,000トンまでの船舶 141,000円 5,000トンをこえ 7,500トンまでの船舶 165,000円 7,500トンをこえ 10,000トンまでの船舶 184,000円 10,000トンをこえ 12,500トンまでの船舶 204,000円 12,500トンをこえ 15,000トンまでの船舶 225,000円 15,000トンをこえ 17,500トンまでの船舶 243,000円 17,500トンをこえ 20,000トンまでの船舶 263,000円 20,000トンをこえ 25,000トンまでの船舶 271,000円 25,000トンをこえ 30,000トンまでの船舶 293,000円 30,000トンをこえ 35,000トンまでの船舶 316,000円 35,000トンをこえ 40,000トンまでの船舶 339,000円 40,000トンをこえ 45,000トンまでの船舶 359,000円 45,000トンをこえ 50,000トンまでの船舶 383,000円 50,000トンをこえる船舶については、10,000トン以下 を増すごとに 24,000円 ただし、本検査のため イ 残油水量の検査を同時に行った場合、5槽までは 上記料金に含まれるものとし、6槽目からは1槽に つき右料金を加算します。 ロ 修繕費の算定をあわせて申し込みを受けたとき は、検査料金種目2.ハの料金を加算します。 3,500円		
8	(1)倉内積荷	1倉につき	

船倉内の容積検査	占有容積	検定量 100 トン以下 100 トンを超えるトン数に対しては、10 トン以下を増すごとに ただし イ 仕向港別検定の場合は 5 割増とします。 ロ 最低料金 1 隻につき	10,600 円 160 円 65,000 円
	(2)倉内空積	4 区画以下 5 区画目から 1 区画につき	65,000 円 5,000 円
9. 船倉の清掃検査		2 倉以下 3 倉目から 1 倉につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	65,000 円 13,500 円
10. 船価鑑定	イ はしけ(1 隻につき)	ただし、特殊はしけは、ニの料金を適用します。	65,000 円
	ロ 機帆船、汽艇、油槽はしけ(1 隻につき)		83,000 円
	ハ 汽船(1 隻につき)	総トン数 100 トン以下 100 トンをこえ 3,000 トンまで 3,000 トンをこえ 5,000 トンまで 5,000 トンをこえ 10,000 トンまで 10,000 トンをこえ 50,000 トンまで 50,000 トンをこえるもの	108,000 円 132,000 円 201,000 円 303,000 円 350,000 円 415,000 円
	ニ 作業船等(1 隻につき)		185,000 円
	ホ 漁船(1 隻につき)	総トン数 100 トン以下 100 トンをこえ 1,000 トンまで 1,000 トンをこえるもの	127,000 円 162,000 円 198,000 円
		ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	
11. はしけ、機帆船等の載貨重量測度又は測度標示		載貨重量トン数 100 トン以下 はしけ 機帆船等	32,000 円 40,000 円
		100 トンをこえるトン数に対しては、10 トン以下を増すごとに はしけ 機帆船等	2,900 円 3,900 円
		ただし、測度と測度標示を同時に行った場合は、3 割増とします。	

1 2 タ ン ク 計 測	(1) 通常計測	イ 陸上油槽	
		①油槽容量（浮屋根がない場合）	
		500 キロリットル以下	220,000 円
		500 キロリットルをこえ 1,000 キロリットルまで	240,000 円
		1,000 キロリットルをこえ 5,000 キロリットルまで	370,000 円
		5,000 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまで	490,000 円
		10,000 キロリットルをこえ 20,000 キロリットルまで	570,000 円
		20,000 キロリットルをこえ 30,000 キロリットルまで	610,000 円
		30,000 キロリットルをこえ 40,000 キロリットルまで	650,000 円
		40,000 キロリットルをこえ 50,000 キロリットルまで	690,000 円
		50,000 キロリットルをこえ 75,000 キロリットルまで	720,000 円
		75,000 キロリットルをこえ 100,000 キロリットルまで	750,000 円
		100,000 キロリットルをこえ 150,000 キロリットルまで	770,000 円
		150,000 キロリットルを超えるもの	790,000 円
		②油槽容量（浮屋根がある場合）	
		500 キロリットル以下	240,000 円
		500 キロリットルをこえ 1,000 キロリットルまで	260,000 円
		1,000 キロリットルをこえ 5,000 キロリットルまで	400,000 円
		5,000 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまで	540,000 円
		10,000 キロリットルをこえ 20,000 キロリットルまで	620,000 円
		20,000 キロリットルをこえ 30,000 キロリットルまで	670,000 円
		30,000 キロリットルをこえ 40,000 キロリットルまで	710,000 円
		40,000 キロリットルをこえ 50,000 キロリットルまで	750,000 円
		50,000 キロリットルをこえ 75,000 キロリットルまで	780,000 円
		75,000 キロリットルをこえ 100,000 キロリットルまで	820,000 円
		100,000 キロリットルをこえ 150,000 キロリットルまで	840,000 円
		150,000 キロリットルを超えるもの	860,000 円
	ロ 特殊型油槽		
	球型タンク、枕型タンク、地下タンク及び液化ガスタンク（冷凍型）等の場合は、イの5割増とします。		
	ハ 油槽船（油槽はしけを含む。）		
	1 槽又は1区画の容量		
	100 キロリットル以下	110,000 円	
	100 キロリットルをこえ 200 キロリットルまで	150,000 円	
	200 キロリットルをこえ 300 キロリットルまで	180,000 円	
	300 キロリットルをこえ 400 キロリットルまで	200,000 円	
	400 キロリットルをこえ 500 キロリットルまで	220,000 円	
	500 キロリットルをこえ 750 キロリットルまで	240,000 円	
	750 キロリットルをこえ 1,000 キロリットルまで	260,000 円	
	1,000 キロリットルをこえ 1,500 キロリットルまで	270,000 円	
	1,500 キロリットルをこえ 2,000 キロリットルまで	280,000 円	

		<p>2,000 キロリットルをこえ 3,000 キロリットルまで 300,000 円 3,000 キロリットルをこえ 4,000 キロリットルまで 310,000 円 4,000 キロリットルをこえ 5,000 キロリットルまで 320,000 円 5,000 キロリットルをこえ 7,500 キロリットルまで 330,000 円 7,500 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまで 350,000 円 10,000 キロリットルをこえ 15,000 キロリットルまで 370,000 円 15,000 キロリットルをこえるもの 390,000 円</p> <p>ただし、計測に特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。</p>	
	(2) 特殊計測	<p>特殊な器具を使用して計測する場合は、上記イ、ロについてはイの料金の 10 割増以上、ハについてはハの料金の 10 割増以上とします。</p>	
1 3 陸 上 油 槽 の 液 量 検 定 並 び に 検 査	(1) 液量検定	<p>イ 1 槽の検定量につき 原油及び重油(1 キロリットルあたり) 6.50 円 鉱油(上記以外)(1 キロリットルあたり) 11.30 円 動・植物油、化学成品類及び液化ガス(1 トンあたり) 26.30 円</p> <p>ただし、 ① 鉱油(原油及び重油を含む。)化学成品類及び液化ガスについては 5,000 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまでについては、5,000 キロリットルをこえるキロリットル数に対し 上記料金の 2 割引 10,000 キロリットルをこえ 20,000 キロリットルまでについては、10,000 キロリットルをこえるキロリットル数に対し 上記料金の 4 割引 20,000 キロリットルをこえるキロリットル数については 上記料金の 6 割引 ② 化学成品類及び液化ガスについては、上記キロリットルをトンに読み替えます。 ③ 最低料金 46,000 円</p> <p>ロ 危険物(身体に障害を与えるおそれがあるもの。)はイの 20 割以内を割増します。</p>	
	(2) 清掃検査	<p>1 槽につき 容量 1,000 キロリットル以下) 30,000 円 鉱油 動・植物油及び化学成品類等 37,000 円</p> <p>容量 1,000 キロリットルをこえるキロリットル数に対しては、1,000 キロリットル以下を増すごとに上記料金の 3 割を加算します。</p> <p>ただし イ 特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。 ロ 前荷が危険物であったときは 20 割以内を割増します。</p>	

1 4 貨物の 現状 検査	(1)外装又は 内装	検査個数 20 個以下(外装、内装それぞれにつき) 20 個を超える個数に対しては、10 個以下を増すごとに ただし、最低料金	10,200 円 1,340 円 61,000 円
	(2)内容品	検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金	61,000 円
	(3)裸かさ高 品、重量品、 車輛(輸出自 動車を除 く。)等	検査個数 1 個につき ただし、最低料金	7,900 円 61,000 円
	(4)輸出貨物	イ 自動車 施検台数 100 台まで (1 台につき) 101 台から 300 台まで (1 台につき) 301 台から 500 台まで (1 台につき) 500 台を超えるもの (1 台につき) ただし、最低料金 ロ 鋼材類 1 トンにつき ただし、最低料金	1,000 円 600 円 290 円 130 円 61,000 円 58 円 61,000 円
	(5)個数によ りがたい貨 物	100 トン以下 100 トンを超えるトン数に対しては、10 トン以下を増す ごとに ただし、最低料金	16,600 円 350 円 61,000 円
	上記、(1)～(5)において特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増 します。		
15. 製品検査	検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、 イ 最低料金 ロ 分析をした場合は、分析料金及びその他の付帯費用 を別途申し受けます。	76,000 円	
1 6 原材 料 検 査	(1)銑鉄、鉄 鋼屑の品質 又は規格検 査	1 トンにつき ただし、最低料金	78 円 76,000 円
	(2)非鉄金属 屑の品質又 は規格検査	1 トンにつき ただし、最低料金	297 円 76,000 円
	(3)木材の品 質又は規格 検査	1 トンにつき ただし、最低料金	326 円 76,000 円
	(4)その他の 原材料の品 質又は規格	検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金	76,000 円

検査			
ただし、分析をした場合は、分析料金及びその他の付帯費用は別途申し受けます。			
1 7 見 本 (試 料) 採 取	(1)鉄鉱石及び石炭類	1トンにつき ただし、最低料金	49円以内 76,000円
	(2)非鉄鉱物	1トンにつき ただし、最低料金	112円以内 76,000円
	(3)非金属鉱物	1トンにつき ただし、最低料金	143円以内 76,000円
	(4)各種金属類	1トンにつき ただし、最低料金	274円以内 76,000円
	(5)食品類等	1トンにつき ただし、最低料金	141円以内 76,000円
	(6)肥料類	1トンにつき ただし、最低料金 (一般財団法人新日本検定協会も同額)	112円以内 76,000円

	(7)液体貨物 (L. P. G. 液化 ガス含む。)	イ 船舶油槽 (1槽につき) ただし、 (1) 同時に3槽以上にわたり採取した場合は3槽目 から1槽につき (2) 最低料金	11,100円 7,600円 32,000円
		ロ 油槽はしけ (1槽につき) ただし、 (1) 同時に3槽以上にわたり採取した場合は3槽目 から1槽につき (2) 最低料金	6,100円 4,500円 26,000円
		ハ 陸上油槽 (1槽につき) ただし、同時に2槽以上にわたり採取した場合は2 槽目から1槽につき	32,000円 17,600円
		ニ 容器入 (1個につき) ただし、最低料金	400円 34,000円
		(8)その他の 貨物	検査貨物の価額の0.7%以内とします。 ただし、最低料金
	ただし イ 特に手数を要したときは上記(1)～(8)の料金の5割増とします。 ロ 危険物(身体に障害を与えるおそれがあるもの。)は20割以内を 割増します。 ハ 分析をした場合は分析料金及び付帯費用のほかに手数料を申し 受けます。	8,000円以内	
1 8 封印 及び 解封 検査	(1)封印検査	イ 本船 封印1個につき ただし、最低料金	860円 40,000円
		ロ はしけ、機帆船 1隻につき ただし (1) 同時に3隻以上を検査した場合は、3隻目 から1隻につき (2)最低料金	14,000円 8,800円 40,000円
		ハ 上記イ及びロ以外 封印1個につき ただし、最低料金	860円 40,000円
	(2)解封検査	封印検査料金の3割減とします。 ただし、最低料金	35,000円

② 割増料金

種 目	内 容	割増率又は金額
(1) 半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業	毎 1 時間につき 1 人あたり 2,433 円
(2) 深夜作業	21 時 30 分から 5 時までの間における作業	毎 1 時間につき 1 人あたり 2,919 円
(3) 早朝作業	5 時から 8 時 30 分までの間における作業 ただし、深夜から引き続きの場合は(2)によります。	毎 1 時間につき 1 人あたり 2,433 円
作業割増	(4) 日曜日・祝祭日作業	イ 毎 4 時間以内につき 1 人あたり 9,726 円 ロ 21 時 30 分から 8 時 30 分までの間における作業 ロ 毎 4 時間以内につき 1 人あたり 11,677 円
	(5) 荒天等作業	荒・雨・雪天時における作業及び強行作業 基本料金の 1 割増
	(6) 防波堤外作業	防波堤外における作業又は著しく交通に不便な場所における場合 基本料金の 5 割増以内

③ 諸料金

イ 待機料金

検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。

毎 4 時間以内につき …………… 13,978 円

ロ 検査報告書発行手数料

A 3 通までは無料とし、4 通目から写 1 枚につき・426 円

B 再発行の場合は、1 枚につき…………… 856 円

C サインドコピーは A 及び B の 5 割増とします。

ハ 下記の種目につき、検査作業日数が 2 日以上にわたった場合は、

2 日目から基本料金のほか 1 日につき…………… 21,807 円

を申し受けます。

種目 1. 船体又は属具現状検査

2. 船体・機関の損傷原因又は状態検査

3. はしけの損害検査及び遭難原因鑑定

4. 荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定

6. シフティングボードの施設検査

7. 船体堪航性検査

11. 船倉の清掃検査

15. (2) 清掃検査

ニ 個別に協議して定める料金

A 基本料金表又は基本料金表の類似種目によって処理できないものについては、

委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

B 天災により作業員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と協議の上、特別料金を申し受けることがあります。

C 本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、料金を決定し、申し受けます。

④ 消費税及び地方消費税の加算

イ 消費税及び地方消費税の加算は、料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ 上記により加算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

川崎港港湾料率表

令和7年度

編集・発行 川崎市港湾局港湾経営部経営企画課

川崎市川崎区宮本町1

TEL 044(200)2111(代)